

変更理由書

1. 案件名

富良野都市計画用途地域の変更（富良野市決定）

2. 決定経緯

富良野都市計画用途地域は、昭和 44 年に約 380.7ha を当初決定し、昭和 46 年、昭和 57 年に拡大変更等を行った後、平成 6 年には都市計画法の改正による全体見直しにより現在の約 565.2ha となり、平成 20 年に全面的な見直しを行い現在に至っている。

年月日	告示	面積	備考
昭和 44 年 5 月 7 日	建設省告示第 1773 号	約 380.7ha	当初決定
昭和 46 年 12 月 24 日	富良野市告示第 63 号	約 383.0ha	変更
昭和 57 年 11 月 11 日	富良野市告示第 64 号	約 501.0ha	変更
昭和 59 年 8 月 13 日	富良野市告示第 37 号	約 501.0ha	変更
平成 6 年 3 月 28 日	富良野市告示第 19 号	約 565.2ha	変更
平成 20 年 3 月 24 日	富良野市告示第 14 号	約 565.2ha	変更
平成 26 年 6 月 20 日	富良野市告示第 34 号	約 565.2ha	変更
令和元年 7 月 31 日	富良野市告示第 32 号	約 565.2ha	変更

3. 都市計画変更の目的

「富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合及び「富良野市都市計画マスタープラン」における土地利用方針に則し、良好な住環境の形成に資する公共性の高い施設の立地区域を定めるため、都市計画用途地域の変更を行う。

4. 都市計画変更の内容

【桂木町地区】

当該地区は駅西地区に位置し、総合スポーツ公園を含む総合スポーツ施設を集積する区域として土地利用が図られている。

また、平成 6 年の都市計画法の改正により住居地域から第一種住居地域へ用途地域の変更が行われている。

区域内にある富良野スポーツセンターは昭和 49 年に建設されており、施設の老朽化が著しいことから令和 4 年度に耐震診断を行った。その結果、大規模な改修が必要であることが判明したことから、老朽化による大規模改修を円滑に進め、今後も公共性の高いスポーツ施設が集積する区域として位置づけたため、第一種住居地域から第二種住居地域へ変更する。